2022年度情報化評議会(CI-NET)　LiteS規約WG 第7回　資料2-2

2023年1月27日

S-2022-004Ver.2.2 ad.0指針･参考資料｢8.出来高要請メッセージの

利用方法に係る留意点｣改訂　別紙2(案)

***CI-NET LiteS***

実装規約

Ver.2.2　ad.0

指針・参考資料

｢出来高要請利用の留意点｣のみ未確定(20230125)

本版において､以下は未確定である｡

p.178

Ⅵ.　CI-NET LiteS実装規約における実際の運用上の留意点　のうち､

8. 出来高要請メッセージの利用方法に係る留意点

発行

一般財団法人 建設業振興基金

情報化評議会

#### LiteS注文業務データがあるケースの一部修正に伴う運用上の留意点

LiteS注文業務データがあるケースの一部修正、すなわち下図で示すように、注文業務データがないケース[[1]](#footnote-1)を想定した場合に、運用上留意すべき点を以下に列挙する。

パターンⅠ-0　　　　　　　　　　　パターンⅠ-A　　　　　　　　パターンⅠ-B



図D.Ⅵ- 5　LiteS注文業務データがなく購買見積依頼・回答がある業務パターン

パターンⅡ-0　　　　　　　　　　　パターンⅡ-A　　　　　　　　パターンⅡ-B



図D.Ⅵ- 6　LiteS注文業務データがなく購買見積依頼・回答がない業務パターン

1. LiteS注文業務データがないケースの契約関連項目の取り扱い

|  |
| --- |
| ◆運用に際しての疑問点  CI-NET LiteSで注文業務のデータを交換していないケースにおける契約項目の使用の可否が実装規約上で不明確となっている。 |

◆対応方法

契約に係る数量、単価等のデータ項目の使用の可否については、発注者･受注者間での合意事項とし、規約では特に定めない。

◆参考

契約関係のデータ項目としては以下のような項目がある。

　　(全体情報部分：鑑)

[1092]契約金額計

[1385]追加契約金額計

[1093]契約金額計調整額

[1094]調整後契約金額計

[1098]契約金額消費税額

[1099]最終契約金額

(明細情報部分)

[1209]使用期間単位

[1217]補助数量単位

[1247]明細別使用メーカーコード

[1248]明細別使用メーカー名

[1249]明細別使用商社コード

[1250]明細別使用商社名

[1251]明細別備考欄

[1298]契約使用期間

[1299]契約補助数量

[1224]契約数量明細

[1225]契約金額明細

[1219]明細数量単位(注)

[1222]単価(注)

(注)規約上「確定注文と同一」と書かれているが、出来高業務として必ず使用する項目。

1. 購買見積業務のメッセージから出来高業務のメッセージを作成する場合の契約数量・金額の値の設定

|  |
| --- |
| ◆運用に際しての疑問点  出来高業務のメッセージに規定されているデータ項目には、見積関係の項目はなく契約関係の項目しかない。  例えばCI-NET LiteSによる注文業務のデータがなく、購買見積業務のデータから出来高報告のメッセージを作成する場合、契約金額、明細の契約数量等にどのような値を設定するか。  例えば、契約金額は0か？明細の契約数量は0か？　あるいは明細の契約単価に見積単価を入れるか？などがある。 |

◆対応方法

出来高業務のメッセージにおける[1299]契約補助数量、[1224]契約数量明細、[1225]契約金額明細には注文がある場合には通常、契約における補助数量、契約数量、契約金額が入ることになっているが、これがない場合、以下のような対応を取ることが可能である。

なお(a)、(b)のいずれを採るかについては、当事者間での合意事項とする。

(a)購買見積業務のデータがある場合

・最初の出来高報告メッセージ作成

購買見積業務のメッセージでやり取りされた数量、金額等の値を出来高報告メッセージの契約関係のデータ項目にセットする。

（購買見積回答の[1216]補助数量、[1218]明細数量、[1223]明細金額など）

・2回目以降のデータ作成

前回出来高報告・確認メッセージ、あるいは請求メッセージにある値を活用する

(b)購買見積業務のデータがない場合

・最初の出来高報告メッセージ作成

受注者が持つ標準的な単価、数量、金額等の値を出来高報告メッセージの契約関係のデータ項目にセットする

・2回目以降のデータ作成

前回出来高報告・確認メッセージ、あるいは請求メッセージにある値を活用する

#### 出来高要請メッセージの利用方法に係る留意点

本ドラフト版において､以下は未確定である｡

p.178

Ⅵ.　CI-NET LiteS実装規約における実際の運用上の留意点　のうち､

8. 出来高要請メッセージの利用方法に係る留意点

背景・問題点など

契約の内容等により書面によるなどCI-NET LiteSを利用した電子データ交換以外の方法で契約を締結する場合、つまりCI-NET LiteSを利用した電子データ(以下「LiteS注文業務データ」という。)がない場合､出来高要請メッセージは､発注者が受注者に契約の管理番号や工事名、担当者先などを通知する、あるいは受注者での電子データ作成負荷を軽減する等の目的のためにある。

実装規約の記載では、以下の問題点が指摘された。

・出来高要請メッセージ1つに対する出来高報告メッセージの複数作成

毎月発生する案件毎に出来高要請メッセージを送信する運用とするのか

・請求番号の取引特定項目への追加　(LiteS注文業務データがない場合の請求に対する対応)

LiteS注文業務データがなく、その上LiteS出来高確認データがない場合には取引特定が不明確となる

従って、これらを解決するため出来高要請メッセージの利用方法を明確化することとした。

検討結果

出来高要請メッセージ利用の要件

出来高要請メッセージの利用については、以下の対象者、要件を基本として利用することとする。

表B.Ⅵ- 1　出来高要請メッセージ利用の対象者と要件

|  |  |
| --- | --- |
| 対象者 | CI-NET LiteS実装規約に従い、取引を行おうとするもの |
|  | 1. 当該工事に関して、CI-NET LiteSを利用して出来高業務を行う際、購買見積業務、注文業務のLiteS業務データがない場合の実施 |
| 要件 | 1. ~~出来高報告番号を常に1回限り使いの実施~~ |
|  | 1. 常に精算支払い100％の実施 |
|  | 1. 更に各発注者・受注者間で対象とする金額等を絞り込むなどの条件を付加できることでの実施 |

なお、上記の要件④に示す「条件」について、その具体的なものとして以下のようなものが考えられる。

外注や労務等のような契約を基本とするものを除いた取引（ここではそれらを「雑材料等」とする）を対象とする。

具体的には、以下に示すようなものが挙げられる。

－工事対象の構造物そのものを構成する材料ではないものの、工事遂行上必要とされる資機材等（例えば仮設材、消火器などの資材）購入の取引

－工事ごとに単価契約を行わない取引

外注や労務等のような契約を基本とするものについては、書面等での契約が行われているものとする。

具体的には、以下に示すようなものが挙げられる。

－CI-NET LiteS以外の方法（例えば、書面による注文・注文請け）で契約する取引~~出来高要請メッセージ利用のケース~~

~~出来高要請メッセージの利用については、下表のケース(c)の場合とする。~~

~~出来高・請求業務の対象となる工事内容（対象取引）が異なる場合､1つの出来高要請番号に対し複数の出来高報告番号とし「[1081]出来高調査回数」は「１」のまま（カウントアップしない）とする｡~~

~~もし複数回出来高報告メッセージを送信する場合には､出来高報告番号を変えて送信するものとする｡~~

~~【参考】　「[1081]出来高調査回数」をカウントアップする方法も検討したが、契約可能な取引においては締結することを基本とする方針で進めていくため、出来高要請メッセージを利用するケースを限定することとした。~~

~~表B.Ⅵ- 2　出来高要請メッセージ利用のケース~~

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  |  | ~~「[1081]出来高調査回数」の処理方法~~ | |
|  |  | ~~出来高調査回数をカウントアップする~~ | ~~出来高調査回数をカウントアップしない~~ |
| ~~対象取引が同一取引か否か~~ | ~~同一~~ | ~~ケース(a)：~~  ~~出来高・請求業務の対象となる工事内容（対象取引）が同じ場合､1つの出来高要請番号に対し1つの出来高報告番号とし､複数回出来高報告メッセージを送信する場合には､出来高調査回数をカウントアップする｡~~ | ~~なし~~  出来高要請メッセージ利用の対象ケースは、「ケース(c)」 |
| ~~同一でない~~ | ~~ケース(b)：~~  ~~出来高・請求業務の対象となる工事内容（対象取引）が異なる場合､1つの出来高要請番号に対し1つの出来高報告番号とし､複数回出来高報告メッセージを送信する場合には､出来高調査回数をカウントアップする｡~~  ~~この場合対象取引を詳細に見た場合に中身が異なることがある｡~~ | ~~ケース(c)：~~  ~~出来高・請求業務の対象となる工事内容（対象取引）が異なる場合､1つの出来高要請番号に対し複数の出来高報告番号とし出来高調査回数は「１」のままとする｡~~  ~~複数回出来高報告メッセージを送信する場合には､出来高報告番号を変えて送信する｡~~ |

~~ケース(c)の具体的な運用イメージは以下の通りである。~~

~~表B.Ⅵ- 3　ケース(c)の運用イメージ~~

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | | ~~出来高要請番号~~ | ~~出来高報告番号~~ | ~~[1081]出来高調査回数~~ | ~~工事内容~~ |
| ~~1月目~~ | ~~1回目~~ | ~~KOGUCHI-300~~ | ~~(送信)~~ | ~~1~~ | ~~雑土工(備品搬入手伝い)~~ |
| ~~(送信)~~ | ~~KOGUCHI-100100~~ |
| ~~2月目~~ | ~~2回目~~ | ~~(KOGUCHI-300)~~ |  | ~~1~~ | ~~雑土工(道路清掃)~~ |
| ~~(送信)~~ | ~~KOGUCHI-100101~~ |
| ~~3月目~~ | ~~3回目~~ | ~~(KOGUCHI-300)~~ |  | ~~1~~ | ~~雑土工(除草)~~ |
| ~~(送信)~~ | ~~KOGUCHI-100102~~ |
| ~~4回目~~ | ~~(KOGUCHI-300)~~ |  | ~~1~~ | ~~雑土工(備品搬入手伝い)~~ |
| ~~(送信)~~ | ~~KOGUCHI-100103~~ |
| ~~4月目~~ | ~~5回目~~  ~~(※)~~ | ~~KOGUCHI-400~~ | ~~(送信)~~ | ~~1~~ | ~~雑型枠工~~ |
| ~~(送信)~~ | ~~KOGUCHI-400100~~ |

~~（※）1回目でもよい。~~

~~・運用イメージの解説~~

~~上表の1回目から4回目の例示は、ある出来高要請番号＝「KOGUCHI-300」に対し､出来高報告番号を複数発行して対応する場合である。発注者が、「雑土工」として受注者である土工事業者に出来高要請メッセージを送信した場合では､「雑土工」の範囲で､1回目は「備品搬入手伝い」､2回目は「道路清掃」などを認めるが､この場合にはケース(b)と異なり､出来高報告番号を変更して「[1081]出来高調査回数」は「1」のままとする方法である｡~~

~~また同一月の中で複数の出来高報告メッセージを送信する場合の出来高報告番号の例としては「KOGUCHI-100102、100103」のような使い方となる。~~

~~さらに4月目5回目は、異なる出来高要請番号を利用した出来高要請メッセージ、それに対する出来高報告メッセージを送信する方法を示している。~~

~~つまり、上表の運用イメージでは以下の3つの利用方法を表現している。~~

~~①１つの出来高要請番号は、月をまたがって使用可能~~

~~1月目から3月目まで同じ出来高要請番号「KOGUCHI-300」を使用して出来高報告メッセージを送信しており、1つの出来高要請番号が複数月に渡って使用可能であることを示している。~~

~~②ひと月に複数回報告することが可能~~

~~3月目では、出来高要請番号「KOGUCHI-300」に対して3回目、4回目の出来高報告メッセージを送信しており、同一月でも出来高報告メッセージが1回だけでなく複数回送信できることを示している。~~

~~③全く異なる要請番号を使用することが可能~~

~~4月目では、異なる出来高要請番号「KOGUCHI-400」を使用しており、出来高要請番号は同一工事案件の中であっても、異なる番号を使用することができることを示している。~~

請求番号の取引特定項目への追加(LiteS注文業務データがない場合の請求メッセージに対する対応)

LiteS注文業務データを利用した取引がなく、出来高~~確認~~要請メッセージを使用する~~は送信しない~~業務パターンは、「図D.Ⅵ-5、図D.Ⅵ-6[[2]](#footnote-2)」に示すように「パターンⅡ-0~~Ⅰ-A~~」「パターンⅡ-A」「パターンⅡ-B」の3パターンがある。

これらのパターンにおいては、請求メッセージの識別（取引の特定）に必要なデータ項目として、

・[4]発注者コード

・~~[6]~~ [5]受注者コード

・[1006]工事コード

2022/12/02

Ⅱ-Aの｢[1301：参照帳票No.2]出来高報告番号、｣は､鹿島建設要求により削除｡

・[2]情報区分コード

・[1082]今回迄の請求回数

・[1304]参照帳票No.3（出来高要請番号）

にて取引を特定することが可能である。出来高要請メッセージを使用する場合、

~~に加え、各パターンにおいて以下のデータ項目が必要となる。~~

~~表D.Ⅵ- 4　業務パターン別の請求メッセージ識別に必要なデータ項目~~

|  |  |
| --- | --- |
| ~~業務パターン~~ | ~~識別に必要なデータ項目~~ |
| ~~Ⅰ-A~~ | ~~[1301：参照帳票No.2]出来高報告番号~~ |
| ~~Ⅱ-A~~ | ~~[1301：参照帳票No.2]出来高報告番号、~~  ~~[1304：参照帳票No.3]出来高要請番号~~ |
| ~~Ⅱ-B~~ | ~~[1304：参照帳票No.3]出来高要請番号~~ |

これらの項目を使用することにより、取引の特定が可能であるため、請求番号を取引特定の項目に追加する必要はない。

1回の出来高要請メッセージに対する請求メッセージの利用回数

なおパターンⅡ-Bの場合は、1回の出来高要請メッセージに対し、請求メッセージの送信は1回だけ認めることとする。

この理由は以下の通りである。

請求番号は受注者側で発番し毎回変わるのが通常である。その場合、当該取引の請求メッセージに対して事前にやり取りしているメッセージとの紐付けを考える際、パターンⅡ-Bの場合は出来高要請メッセージしか利用できない。従ってどの出来高要請メッセージに対しての請求メッセージが紐付けられているかという関係を保つため上記の対応とする。

報告番号は､受注者では管理できないだろうから

｢報告番号:100-1､報告番号:100-2､報告番号:100-N｣は削除する｡

出来高要請メッセージを使用する場合のフロー

出来高要請メッセージを使用した出来高業務、請求業務の主なフローは以下の通りである。



図B.Ⅵ- 8　1件の出来高要請の情報を複数回の出来高報告で使用（使い回し）の場合の

フロー

~~出来高要請の情報を複数回の出来高報告で使用（使い回し）の場合のフロー~~

~~上記のフローについての説明は以下の通りである。~~

(a ~~a-1~~)出来高調査回数のセット

出来高要請メッセージを利用するにあたり、複数回出来高報告メッセージを送信する場合には､1つの出来高要請番号に対し異なる出来高調査回数(カウントアップ)とする｡

~~出来高要請メッセージを利用するにあたり、出来高・請求業務の対象となる工事内容（対象取引）が異なる場合においては､1つの出来高要請番号に対し複数の出来高報告番号とし出来高調査回数は「1」のままとする｡~~

~~複数回出来高報告メッセージを送信する場合には､出来高報告番号を変えて送信する｡~~

~~なお、1件の出来高要請の情報を1回の出来高報告でのみ使用する場合には、出来高報告番号が1つのみ存在し、出来高調査回数も「1」のままとなる。~~

(b ~~a-2~~)具体的な各月の処理

1件の出来高要請の情報を複数回の出来高報告で使用（使い回し）の場合のフローとしては、以下のような手順となる。

雑材料等の取引の中でも同じ受注者／工事物件のもとで依頼内容も同一であるような場合には、出来高要請メッセージの送信負担を軽減するために1度の出来高要請メッセージに対して複数回の出来高報告、請求を行うことができるとする考え方から考えられている方法である。

〔1月目〕

①出来高業務を行う対象の案件（依頼内容は仮設材。1月目は足場板）について、発注者／受注者間で口頭や電話、FAX等による発注／受注のやり取りが行われる。

②対象案件について、発注者から受注者に当該案件の工事コードや作業所に係る情報等を出来高要請メッセージを利用して伝達する。

③受注者は出来高要請メッセージにより把握した工事コードや作業所に係る情報等を始めとして、出来高の明細を作成し出来高報告メッセージとして発注者に送信する。

④これ以降は従来の出来高確認、請求メッセージのやり取りと同様である。

〔2月目以降〕

①1月目同様、出来高業務を行う対象の案件（依頼内容は仮設材。2月目は投光器）について、発注者／受注者間で口頭や電話、FAX等による発注／受注のやり取りが行われる。

②対象案件について、1月目、2月目で依頼内容は仮設材で同様であることから、先に送付している出来高要請メッセージを活用し、当該月の出来高報告メッセージの出来高調査回数をカウントアップして~~を~~作成する。つまり1月目の出来高要請メッセージを再度利用している点が特徴となる。  
~~この場合、出来高報告番号は1月目とは異なる番号を付番する。~~

③以降は1月目と同様の処理となる。  
ただし、最終となる出来高報告以外は[1314]請求完了区分コード=1（未精算）として、次回以降も当初の出来高要請メッセージの情報が活用できるようにしておく。

一方、最終回（最終月）は[1314]=9（精算）として処理する。

具体的な各月の処理におけるメッセージの記載例を示す。

工事内容が同一の場合・異なる場合とも、各月の明細の作成の仕方が異なるが、出来高要請の使いまわしが可能である。

1. 1回の出来高要請メッセージに対応する複数回の出来高報告メッセージの記載例

(項目については一部省略)

■例1　一つの出来高要請で複数回の出来高報告を行う場合､対象取引が同一取引の案件

ダイアグラム が含まれている画像

自動的に生成された説明

カレンダー が含まれている画像

自動的に生成された説明

カレンダー が含まれている画像

自動的に生成された説明

カレンダー が含まれている画像

自動的に生成された説明

カレンダー が含まれている画像

自動的に生成された説明

カレンダー が含まれている画像

自動的に生成された説明

■例2一つの出来高要請で複数回の出来高報告を行う場合､対象取引が同一取引でない案件

ダイアグラム が含まれている画像

自動的に生成された説明

ダイアグラム が含まれている画像

自動的に生成された説明

ダイアグラム が含まれている画像

自動的に生成された説明

ダイアグラム が含まれている画像

自動的に生成された説明

（参考）出来高要請の情報を同一案件で1回使用（使い切り）の場合

この場合は、上記の使い回しの場合の最終回（最終月）における処理をベースに考える。

すなわち、出来高報告が1回だけ送れればよいため、[1314]請求完了区分コード=9（精算）として処理することで対応が可能である。

~~~~

図D.Ⅵ- 9　出来高要請の情報を同一案件で1回使用（使い切り）の場合のフロー

~~出来高要請メッセージの使い回しの場合における出来高報告の「以後使用停止」の使用方法~~

2022/12/02青字（⇒2023/1/19 赤字に変更）

･｢5｣｣はVer.2.1 ad.7にはなかった｡

･Ver.2.2 ad.0を検討中に｢6｣を追記したが､[1314]請求完了区分コード=｢7(以後使用停止)は設定されなかったため､削除する｡

~~~~

~~図B.Ⅵ- 10　出来高要請メッセージの使い回しの場合における出来高報告の「最終回」の伝達方法~~

~~上記のフロー実現に伴い、[1314]請求完了区分コードについて、設定可能な値として「7：以後使用停止」を追加する。~~

~~これに関して、上記の図にある[1314]請求完了区分コード＝｢7（以後使用停止）｣の利用イメージは以下のとおりである。~~

~~表B.Ⅵ- 5　請求完了区分コード＝｢7（以後使用停止）｣の利用イメージ~~

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| ~~発注者~~ | ~~[1314]~~ | ~~メッセージの向き~~ | ~~[1314]~~ | ~~受注者~~ |
| ~~出来高要請送信~~ | ~~1~~ | ~~→~~ | ~~1~~ | ~~出来高要請受信~~ |
| ~~出来高報告受信~~ | ~~1~~ | ~~←~~ | ~~1~~ | ~~出来高報告送信~~ |
| ~~出来高確認送信~~ | ~~1~~ | ~~→~~ | ~~1~~ | ~~出来高確認送信~~ |
| ~~請求受信~~ | ~~1~~ | ~~←~~ | ~~1~~ | ~~請求送信~~ |
| ~~：~~ | ~~：~~ | ~~：~~ | ~~：~~ | ~~：~~ |
| ~~出来高報告受信~~ | ~~1~~ | ~~←~~ | ~~1~~ | ~~出来高報告送信~~ |
| ~~出来高確認送信~~ | ~~1~~ | ~~→~~ | ~~1~~ | ~~出来高確認送信~~ |
| ~~請求受信~~ | ~~1~~ | ~~←~~ | ~~1~~ | ~~請求送信~~ |
| **~~出来高要請送信~~** | **~~7~~** | **~~→~~** | **~~7~~** | **~~出来高要請受信~~** |
| ~~「以後使用停止」通知後の出来高報告は認めない~~ | | | | |

~~この[1314]=｢7｣を新たに設定することにより、[1314]＝｢9｣と[1314]＝｢7｣についての使い方については以下のように整理できる。~~

~~表B.Ⅵ- 6　[1314]請求完了区分コード＝｢9（最終回）｣と｢7（以後使用停止）｣についての使い方~~

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ~~[1314]の値・意味~~  ~~メッセージ名~~ | ~~[1314]=｢1｣~~  ~~未精算(請求継続)~~ | ~~[1314]=｢7｣~~  ~~以後使用停止~~ | ~~[1314]=｢9｣~~  ~~精算(最終回)~~ |
| ~~出来高要請メッセージ~~ | ~~○(出来高要請使い回しの場合)~~ | ~~○(出来高要請使い回し終了の場合)~~ | ~~○(出来高要請1回限り使いの場合)~~ |
| ~~出来高報告メッセージ~~ | ~~○~~ | ~~×（入力処理不可）~~ | ~~○~~ |
| ~~出来高確認メッセージ~~ | ~~○~~ | ~~×（入力処理不可）~~ | ~~○~~ |
| ~~請求メッセージ~~ | ~~○~~ | ~~×（入力処理不可）~~ | ~~○~~ |

1. 注文業務データがないケース：契約の内容等により書面によるなどCI-NET LiteSを利用した電子データ交換以外の方法で契約を締結する場合､つまりCI-NET LiteSを利用した電子データがない場合｡ [↑](#footnote-ref-1)
2. 図D.Ⅵ-5、図D.Ⅵ-6：「７．LiteS注文業務データがあるケースの一部修正に伴う運用上の留意点　図D.Ⅵ-5 　LiteS注文業務データがなく購買見積依頼／回答がある業務パターン、図D.Ⅵ-6 　LiteS注文業務データがなく購買見積依頼／回答がない業務パターン」参照 [↑](#footnote-ref-2)